

静岡労働局発表
令和元年7月4日

【担当】

静岡労働局 雇用環境・均等室
室長 松本 春美
室長補佐 土屋 真由美
(電話) 054-252-5310

報道関係者 各位

○平成30年度 個別労働紛争解決制度の施行状況について

～個別労働相談は「いじめ・嫌がらせ」が7年連続最多 10年間で約2.3倍に～

○平成30年度 均等法、育・介法、パート法の施行状況について

～男女雇用機会均等法の相談は「セクシュアルハラスメント」が最多～

静岡労働局（局長 谷 直樹）は、平成30年度の静岡労働局における「個別労働紛争解決制度の施行状況」及び「男女雇用機会均等法(以下「均等法）」、育児・介護休業法(以下「育・介法）」、パートタイム労働法(以下「パート法）」の法施行状況について、以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

【ポイント】

1 「個別労働紛争解決制度の施行状況」について(資料1)

- ・ 平成30年度は、前年度より、総合労働相談が**1,490件減少(-4.1%)**し、34,964件となったが、そのうち、**民事上の個別労働紛争相談件数**は前年度より285件増加(+4.4%)し、**6,813件**だった。
- ・ 民事上の個別労働紛争相談(内容延べ合計件数 8,464件)では「**いじめ・嫌がらせ**」が1,959件(23.1%)と**最も多く**全体の**2割以上**を占め、**7年連続で最多**、また**5年連続の増加**となり、**前年度より239件増(+13.9%)**、この**10年間で1,108件増(+130.2%)**。
- ・ 助言・指導申出件数は、前年度より78件増加(+15.3%)し589件。
- ・ あっせん申請件数は、188件と前年度より65件減少(-25.7%)した。
- ・ **助言・指導申出、あっせん申請**ともに、「**いじめ・嫌がらせ**」が**最も多かった**。

2 「均等法、育・介法、パート法の法施行状況」について(資料1)

- ・ 平成30年度の均等法、育・介法、パート法に関する相談は、合わせて1,406件で、前年度の1,869件から463件減少。育・介法に関する相談が465件減少したことが大きい。これは平成29年1月施行の法改正関係の相談が落ち着いたためと考えられる。
- ・ 均等法の相談では、「**セクシュアルハラスメント**」に関するものが**最も多く151件(36.3%)**、次いで「**妊娠・出産等不利益取扱い**」に関する相談が110件(26.5%)だった。

パワーハラスメント防止対策が法制化されます！(資料2)

労働施策総合推進法が改正され、パワーハラスメント対策が事業主の義務となります。

「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保のための特別相談窓口」を開設します！(資料3)

令和元年7月～令和2年3月 静岡労働局雇用環境・均等室 054-252-5310

【参考】

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づく**個別労働紛争解決制度**は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルの未然防止や早期解決を支援するものです。

「**総合労働相談**」、労働局長による「**助言・指導**」、紛争調整委員会による「**あっせん**」の3つの方法があります。

静岡労働局は、今後も個別労働紛争解決制度の周知に努め、同制度の簡易性・迅速性といった特色を活かしながら、各総合労働相談コーナーにおいて総合労働相談、助言・指導、あっせんの適切な運用を図ります。

また、「**均等法**」、「**育・介法**」、「**パート法**」に基づく相談、行政指導、紛争解決援助を行っています。

静岡労働局では、今後もニーズに応じた相談対応及び法違反が認められた事業主に対しては厳正な指導を行います。